

## 特許発明の技術的範囲の判断に関する裁判例

### －「流体供給装置」事件－

R3.6.28 判決 知財高裁 令和2年（ネ）第10044号

特許権侵害損害賠償請求控訴事件：原判決一部取消

#### 概要

発明とは課題解決の手段としての技術的思想なのであるから、発明の構成として特許請求の範囲に記載された文言の意義を解釈するに当たっては、発明の解決すべき課題及び発明の奏する作用効果に関する明細書の記載を参酌し、当該構成によって当該作用効果を奏し当該課題を解決し得るとされているものは何かという観点から検討すべきとし、特許発明の課題とその課題解決手段の技術的意義を検討した上で、被告製品が特許発明の技術的範囲に属さない、と判断した事例。

#### 特許請求の範囲

[本件発明1]

- 1 A：記憶媒体に記憶された金額データを読み書きする記憶媒体読み書き手段と、  
 1 B：前記流体の供給量を計測する流量計測手段と、  
 1 C 1：前記流体の供給開始前に前記記憶媒体読み書き手段により読み取った記憶媒体の金額データが示す金額以下の金額を入金データとして取り込むと共に、  
 1 C 2：前記金額データから当該入金データの金額を差し引いた金額を新たな金額データとして前記記憶媒体に書き込ませる入金データ処理手段と、  
 1 D：該入金データ処理手段により取り込まれた入金データの金額データに相当する流量を供給可能とする供給許可手段と、  
 1 E：前記流量計測手段により計測された流量値から請求すべき料金を演算する演算手段と、  
 1 F 1：前記流量計測手段により計測された流量値に相当する金額を前記演算手段により演算させ、  
 1 F 2：当該演算された料金を前記入金データの金額より差し引き、  
 1 F 3：残った差額データの金額を前記記憶媒体の金額データに加算し、  
 1 F 4：当該加算後の金額データを前記記憶媒体に書き込む料金精算手段と、  
 1 G：を備えたことを特徴とする流体供給装置。

#### 主な争点

被告給油装置は本件発明1の技術的範囲に属するか（争点1）

#### 裁判所の判断

『（2）先引落しの処理を加えることの技術的意義

・・・（略）・・・本件発明では、プリペイドカードという物を担保に取ることに代えて、入金データ金額  $y$  を担保に取るという新規な構成によって、

代金回収不能のリスクを避けつつ、本件3課題を解決したものと見える。

言い換えると、本件従来技術においては、給油開始前にプリペイドカードを預かること（以下「媒体預かり」という。）と給油終了後に代金を引き落とすこと（以下「後引落とし」という。）との組合せによって、代金回収不能のリスクを避けつつセルフ式GSの運営を可能にしていた。これに対し、本件発明は、代金回収不能のリスクを避けつつセルフ式GSの運営を可能にするだけでなく、本件3課題を解決するために、「先引落とし」と「後精算」との組合せを採用したものと見える。・・・（略）・・・

#### 3 争点1（充足論）について

（1）非侵害論主張④について

・・・（略）・・・

（イ）このように、「先引落とし」の対象として、通常であれば、まず第一に思いついてよいはずの「顧客が指定した金額」が実施例として記載されず、いわば給油所運営者側の都合で設定される「カード残高の全額」又は「予め決められた設定金額」のみが実施例として記載されているのは、構成要件1 C 1における「先引落とし」額が、上記1（2）で指摘したとおり、給油代金の「担保」としての性格を有するものだからであると考えられる。すなわち、本件発明1の構成要件1 Cのステップにおいては、給油予定量とは何ら関係なく、担保としての「先引落とし」額が決定されるものであり、その後、1 Dないし1 Fのステップにおいて初めて、「実際の給油→給油量に基づく給油代金の算定→先引落とし額から給油代金額の引去り→残額の返還」という、給油が実施されたことを前提とした精算処理が予定されている。このように、「先引落とし」額そのものは、実際の給油代金額としてではなく、あくまでも後に支払われるべき給油代金額の担保として決定されるものであるため、その額の決定に当たっては、給油所運営者の側が、給油代金確保の必要性その他の観点から適当な金額を定めれば足りるのであって、その額を決定するのに当たって顧客の意思を反映させる

必要はない。・・・(略)・・・本件発明1は、顧客が「先引落し」額を決定するという構成を想定していないものと解される。

これに対し、被告給油装置においては、「先引落し」の金額となる「電子マネー媒体の金額データが示す金額以下の金額」は、顧客が利用に際して指定する給油予定量に対応した給油予定金額である。これは、上記2(5)のとおり、被告給油装置が利用する前払い式電子マネーの決済手続においては、まず、顧客が一定額を支払って「給油ができる権利」を購入する必要があるからである。このため、被告給油装置の構成要件1c1において引き落とされる金額は、担保ではなく給油代金そのものであり、したがって、それが顧客の意思と関わりなく決定されることはあり得ない。

このように、本件発明1と被告給油装置とでは、先引落し金額が有する意味合いが全く異なり、それを反映して、被告給油装置においては、先引落し金額を、本件発明1の構成要件1C1が想定しない、顧客が定めるという方法で定めることとなっているのであるから、被告給油装置の構成要件1c1は、本件発明1の構成要件1C1を充足しない。

・・・(略)・・・

(2) 非侵害論主張⑤について

・・・(略)・・・

イ 非接触式ICカードの「記憶媒体」該当性

・・・(略)・・・本件発明の「記憶媒体」は必ずしも磁気プリペイドカードには限定されない。

しかしながら、本件発明の技術的意義が上記1のとおりであることに照らして、「媒体預かり」と「後引落し」との組合せによる決済を想定できる記憶媒体でなければ、本件3課題が生じることはなく、したがって、本件発明の構成によって課題を解決するという効果が発揮されたことにならないから、上記の組合せによる決済を想定できない記憶媒体は、本件発明の「記憶媒体」には当たらない。

・・・(略)・・・電子マネー媒体に対応したセルフ式GSの給油装置を開発するに当たって、物としての電子マネー媒体を給油装置が「預かる」構成は想定し難く、電子マネー媒体に対応する給油装置を開発しようとする当業者が本件従来技術を採用することは、それが「媒体預かり」を必須の構成とする以上、不可能である。

そうすると、被告給油装置において用いられている電子マネー媒体は、本件発明が解決の対象としている本件3課題を有するものではなく、したがって、本件発明による解決手段の対象ともならないのであるから、本件発明にいう「記憶媒体」には当たらないというべきである。・・・(略)・・・

ウ 一審原告の主張について

(ア) 一審原告は、本件発明の「記憶媒体」は、構成要件1C及び1Fの動作に適した「記憶媒体」であれば足りる旨主張する。

しかしながら、発明とは課題解決の手段としての技術的思想なのであるから、発明の構成として特許請求の範囲に記載された文言の意義を解釈するに当

たっては、発明の解決すべき課題及び発明の奏する作用効果に関する明細書の記載を参酌し、当該構成によって当該作用効果を奏し当該課題を解決し得るとされているものは何かという観点から検討すべきである。しかるに、一審原告の上記主張は、かかる観点からの検討をせず、形式的な文言をとらえるにすぎないものであって、失当である。』

## 検討

原告は、本件発明の「記憶媒体」は、構成要件1C及び1Fの動作に適した「記憶媒体」であれば足りる旨主張した。これに対し、裁判所は『発明とは課題解決の手段としての技術的思想なのであるから、発明の構成として特許請求の範囲に記載された文言の意義を解釈するに当たっては、発明の解決すべき課題及び発明の奏する作用効果に関する明細書の記載を参酌し、当該構成によって当該作用効果を奏し当該課題を解決し得るとされているものは何かという観点から検討すべきである。しかるに、一審原告の上記主張は、かかる観点からの検討をせず、形式的な文言をとらえるにすぎないものであって、失当である。』と判断した。一審判決では被告装置の「電子マネー媒体」は本発明の「記憶媒体」に該当すると判断されたが、本判決では、課題およびその作用効果を考慮し、発明の技術的思想が異なるとして「記憶媒体」の該当性を否定した。構成要件全体に限らず構成要素の該当性の判断においても発明の技術思想を考慮することが極めて重要であることを教示する判決であると考えられる。

## 実務上の指針

特許権の技術的範囲の解釈は、原則として分説された構成要件の充足性(文言侵害の成否)が判断され、非充足である場合に、均等侵害の成否が判断される。このとき、文言侵害の成否では、特許法第70条第1項及び第2項に規定されている特許発明の技術的範囲の解釈に基づき判断され、均等侵害の成否では、均等の第1から第5要件に基づいて判断される。

しかしながら、【請求項1】において、文言上非常に広い範囲が含まれる用語あるいは構成要件のままで成立している特許権も少なくない。

一般的に、権利者は広く権利解釈し、第三者はなるべく狭く権利解釈する傾向にある。第三者は明細書に記載された実施形態(より狭く実施例)にまで限定して解釈することがよくある。本判決ではさらに進んで課題およびその課題解決に不可欠な要素を限定的に解釈している。

本事案においては、発明の前提となる装置構成およびその課題が明確であったことから、構成要素の技術的意義の解釈における論理構築も極めて妥当なものであったと考える。しかしながら、本判決の考え方をそのまま他の特許権へ適用することは、権利範囲を狭く解釈する方向に向かわせる危険性もあり、その適用には慎重になるべきであると考えられる。

以上